

第1章

交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関する シンポジウム

令和5年度 交通事故被害者サポート事業

交通事故で家族を亡くした こどもの支援に関する シンポジウム

テーマ

「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」

このシンポジウムでは、交通事故で家族を亡くしたこどもに必要な支援や課題について意見を交わし、広く情報発信します。

開催日時 令和5(2023)年 **11月21日**[火] 13:30-15:40(開場 13:00)

会場 神戸市産業振興センター (3階) ハーバーホール

参加無料 事前申込み制 定員100名 (ライブ配信枠 500名) ※定員に達し次第締切

申込方法 裏面をご覧ください。

突然、大切な家族を亡くしたこどもは、

心に深い傷を負っています。

プログラム

■ 講演 | 講師: 櫻井 鼓 氏 (追手門学院大学准教授/横浜思春期問題研究所)
「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」と題してご講演いただきます。

■ 対応事例 | 講師: 赤田 ちづる 氏 (菜の会代表)
「成長過程において遺されたきょうだいが経験する困難事例と求められる長期的な支援」についてお話しいただきます。

■ 体験談の発表
こどもの頃に交通事故で家族を亡くした経験のあるご遺族にお話しいただきます。

■ 質疑応答
コーディネーター: 井上 郁美 氏
(飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事)

専門家: 川本 哲郎 氏
(元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員)

会場のご案内

■ 神戸市産業振興センター (3階) ハーバーホール
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 (神戸ハーバーランド内)
※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



■ アクセス
JR「神戸」駅より徒歩約5分
阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分
神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分
市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分

主催 | 警察庁 後援 | 文部科学省

🔍 交通事故被害者サポート 検索

会場参加のお申込みはこちらから

定員制のため、ライブ配信と重複してお申込みをご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 電子メールでお申込み

件名に「会場での参加を希望」と明記の上、sympo@astem-co.co.jp宛に下記「参加申込書」の内容を送信してください。

■ ファックスでお申込み

下記「参加申込書」にご記入の上、06-6881-8113 (FAX) 宛に本用紙を送信してください。

■ 参加申込書

フリガナ		TEL (必須)	
氏名 (必須)			
ご所属 (任意)		お住まいの都道府県 (任意)	
		参加希望合計人数 (必須)	名

- 団体等でご参加の場合は、代表者様のお名前をご記入の上、参加希望人数についてもご記入ください。
- 当日は、ご送信いただいた電子メールを印刷して(ファックスの場合は本用紙を)ご持参の上、(複数名でお申込みの場合は代表者様にて)受付にお越しください。

■ 申込み期限 令和5(2023)年11月14日(火)18時まで ※定員に達しました場合は、事務局からその旨ご連絡いたします。

ライブ配信 (Zoom) での参加をご希望の方

■ お申込みはこちらから » <https://ws.formzu.net/dist/S24628667/>

《 申込み方法 》

上記のお申込み先URLに接続すると申込みフォームが表示されます。申込みフォームに必要事項をご記入の上、登録してください。ご登録いただいた方に11月20日(月)までに視聴用URLとパスワードをお送りいたします。



お申込み

■ 申込み期限 令和5(2023)年11月19日(日)正午まで ※定員に達し次第、締め切ります。

《 参加にあたって 》

- インターネット接続環境があるパソコン、スマートフォン、タブレット端末が必要です。
- スマートフォン、タブレットで視聴の際は、事前にZoomアプリのダウンロードが必要です。
- インターネット回線を利用した通信のため、インターネット通信料が発生します。
- インターネット環境による切断やその他アプリの障害が起きた場合は、責任を負いかねます。

オンデマンド配信のご案内

■ オンデマンド配信 » <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/jikosupport/index.html>

シンポジウム開催後オンデマンド配信を行います(事前申込制・期間限定)。

※詳細は警察庁ウェブサイトをご覧ください。



警察庁ウェブサイト

お問い合わせ先

《MAIL》sympo@astem-co.co.jp 《TEL》06-6881-8113

「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム」事務局 (株式会社アステム内)

※応募者の個人情報は、本シンポジウムの運営に必要な範囲でのみ使用いたします。また警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはありません。

令和5年度 交通事故被害者サポート事業

交通事故で家族を亡くした こどもの支援に関する シンポジウム

テーマ

「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」

日時

令和5(2023)年

11月21日[火]
13:30-15:40(開場 13:00)

会場及びライブ配信(Zoom)にて開催

プログラム

13:30	■開会 ■主催者挨拶	■牧 丈二 氏 (令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、警察庁交通局調査官)
13:35	■講演 「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」	■櫻井 鼓 氏(追手門学院大学准教授/横浜思春期問題研究所) きょうだいを亡くしたこどもの心と支援について、調査結果や架空事例を交えてご講演いただきます。
14:15	■対応事例 「成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難事例と求められる長期的な支援」	■赤田 ちづる 氏(菜の会代表) 自身もきょうだいを亡くした遺族でもある立場から、事例を交え、求められる支援についてお話しいただきます。
14:30	■休憩	
14:40	■体験談の発表	ご遺族 ■西 朋子 氏 昭和62年(当時15歳)、兄を交通事故で失う。 ■大槻 奏仁 氏 平成27年(当時16歳)、兄を交通事故で失う。
	■質疑応答 会場参加者及びライブ配信視聴者の方からいただいたご質問にお答えします。 ※時間の都合上、すべてのご質問にお答えすることはできませんのでご了承ください。	コーディネーター ■井上 郁美 氏 (令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事) 専門家 ■川本 哲郎 氏 (令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、 元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員)
15:35	■閉会挨拶	■川本 哲郎 氏
15:40	■閉会	

令和5年度 交通事故被害者サポート事業

交通事故で家族を亡くした

こどもの支援に関するシンポジウム

テーマ「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」

日時

令和5(2023)年

11月21日[火]

13:30-15:40(開場 13:00)

体験談の発表・ご遺族のご紹介

西 朋子 (にしともこ) 氏

■ 事故の概要

昭和62年(当時15歳)、二人乗りのバイクと酒気帯び運転の乗用車とが出会い頭で衝突し、バイクの後部座席に乗っていた兄(当時17歳)が車道の縁石で頭を強く打ったことで脳挫傷となり、救急車で運ばれた。その5日後、兄が亡くなる。

■ 家族を亡くしたこどもに必要なと思われる支援

きょうだいを亡くしたこどもへの支援は、その後のこどもの人生を変えることもある。決して、「自分が死ねばよかったのに」などと思わないよう、つらい気持ちを吐き出す場を作ってあげてほしい。

大槻 奏仁 (おおつき かなと) 氏

■ 事故の概要

平成27年(当時16歳)、兄(当時17歳)が自宅から数十メートル離れた横断歩道を渡りきる直前、速度超過運転の車にノンブレーキで衝突され、約3か月後に亡くなる。

■ 心の支えや拠りどころになった経験や人等

3歳の頃から将棋を習っており、事故後も様々な大会に出場したことや、趣味の合う友人の存在。

■ 家族を亡くしたこどもに必要なと思われる支援

事故が発生したとき、速やかに関係機関からの協力を受けられるような仕組みや、被害者の意をくみ取れるような支援があると良い。

主催 | 警察庁 後援 | 文部科学省

令和5年度 交通事故被害者サポート事業

交通事故で家族を亡くした こどもの支援に関する シンポジウム

テーマ

「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」

令和5(2023)年 **11月21日[火]** 13:30-15:40 (開場 13:00)

主催 | 警察庁 後援 | 文部科学省

プログラム

- 13:30 開会
主催者挨拶
- 13:35 講演「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」
- 14:15 対応事例「成長過程において遺されたきょうだいを経験する
困難事例と求められる長期的な支援」
- 14:30 休憩
- 14:40 体験談の発表
質疑応答
- 15:35 閉会挨拶
- 15:40 閉会

1. 目的

こどもの頃に交通事故で家族を亡くしたこどもの支援について、専門家による講演、交通事故被害者遺族（以下「遺族」という。）による体験談の発表等を通じ、家族を亡くしたこどもの周囲にいる保護者や教育関係者、支援に携わる者等に対して必要な支援や課題等を発信することを目的としている。

2. 概要

（1）シンポジウムの概要

シンポジウムでは、「交通事故で家族を亡くしたこども」に焦点を当て、専門家の講演、遺族への対応事例の紹介、遺族の体験談の発表が行われた。一般の参加者を事前申込で募集するオープンなシンポジウム形式とし、会場及びライブ配信にて開催の後、オンデマンド配信を行った。

なお、シンポジウム開催に当たっては、文部科学省の後援を得た。

（2）参加者

シンポジウム当日は、交通事故被害者等の支援に携わる者や遺族、行政担当者、教育関係者、医療関係者等から会場参加 112 名（プレス含む）、ライブ配信 99 件（202 名視聴想定）の参加があった。

注）視聴想定は、申込時に 1 件の申込みで複数人の視聴希望があったものをカウント。

オンデマンド配信は、75 件（総視聴回数 146 回）であった。

3. 開催日時等

開催日時：令和 5 年 11 月 21 日（火）13：30～15：46

会場：神戸市産業振興センター ハーバーホール（3 階）

（兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 8 番 4 号（神戸ハーバーランド内））

（定員 100 名） ※事前登録

配信：ライブ配信（Zoom ウェビナー・定員 500 名） ※事前登録

テーマ：交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援

オンデマンド配信 ※事前登録

配信期間：令和 5 年 11 月 24 日（金）10:00～令和 5 年 12 月 4 日（月）19:00

4. 体制（敬称略）

（1）令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会委員

- ・元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員
川本 哲郎（座長）
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事
井上 郁美
- ・警察庁交通局調査官 牧 丈二

（2）専門家（講演 1名、対応事例 1名）

（3）遺族（2名）

（4）事務局

- ・警察庁
- ・株式会社アステム

（5）後援

- ・文部科学省

5. プログラム

令和5年11月21日（火）

時 間	出演者	内 容
13：30	司会	開会
13：30～13：35	警察庁交通局調査官 牧 丈二（検討会委員） （代理）警察庁交通局交通企画課課長補佐 尾野 裕一郎	主催者挨拶
13：35～14：17	追手門学院大学准教授／ 横浜思春期問題研究所 櫻井 鼓 氏	講演「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」
14：17～14：35	栗の会代表 赤田 ちづる 氏	対応事例「成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難事例と求められる長期的な支援」
14：35～14：45	休憩	
14：45～15：40	西 朋子 氏 大槻 奏仁 氏	体験談の発表
	コーディネーター 井上 郁美 氏（検討会委員） 専門家 川本 哲郎 氏（検討会座長）	質疑応答
15：40～15：45	川本 哲郎 氏（検討会座長）	閉会挨拶
15：46	司会	閉会

6. 実施内容

(1) 講演「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」

犯罪被害者とその家族や遺族への支援活動や研究をはじめ、さまざまな思春期の問題に携わる立場から、交通事故遺族及び被害者への調査と架空事例を踏まえ、交通事故できょうだいを亡くしたこどもの反応や気持ち、支援における課題や必要なことについて講演が行われた。

【講師】 追手門学院大学准教授／横浜思春期問題研究所

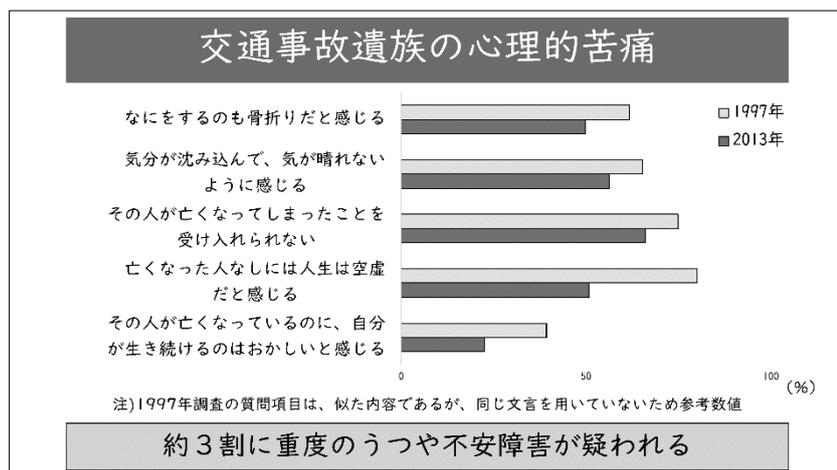
櫻井 鼓 氏

【要旨】

○交通事故遺族への調査より

まず、交通事故で家族を亡くした方の心情を知るために、調査をお示ししたいと思います。一つ目は、科学警察研究所が主となり、私が側面から携わった交通事故遺族を対象とした調査です。平成9（1997）年と平成25（2013）年に実施しており（対象者は異なる）、犯罪被害者等基本法成立（平成16（2004）年）の前後を比較した貴重なデータになろうかと思えます。

交通事故遺族の心理的苦痛の程度については、時代的な要因があり、この二つの調査で全く同じ項目を用いてはいませんので正確な比較は少し難しくはなっています（平成9（1997）年が参考数値）。これらを比較すると、各項目で平成25（2013）年の方が少し数値が減っていることがわかります。もし、犯罪被害者等基本法が成立したことにより対策が進み、遺族の心理的苦痛が少しでも和らいでいるということであれば、大変意義のあることだと思います。ただ、遺族の苦痛が多大なものであることは言うまでもありません。約3割の遺族は鬱や重い不安などが生じており、重篤な苦痛を感じていることがわかります。



それでは、支援にはどのくらいつながっていたのでしょうか。ここでは、「専門的相談の利用」について聞いているため、回答数は少なくなっていると思いますが、「診療所やカウンセリングなどの利用」についてはいずれの年も数パーセントという非常に少ない結果でした。現在の状況は少しずつ変わってきているかもしれませんが、相変わらず「支援につなげるこ

とは課題」だと言えます。

○交通事故被害者への調査より

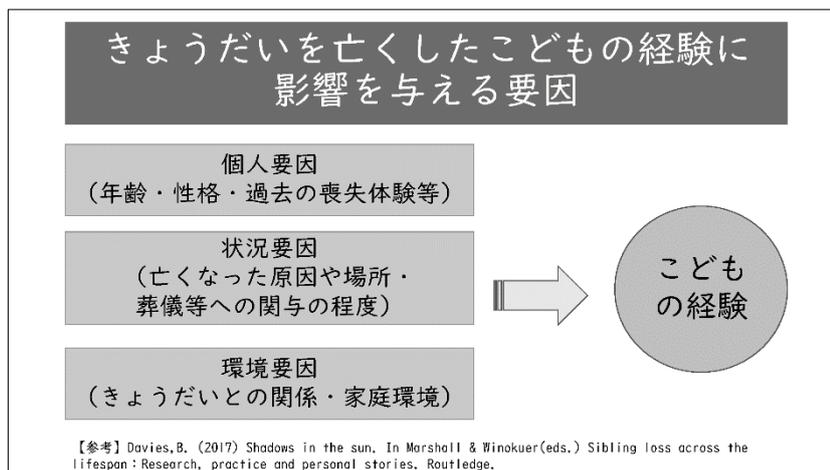
次に、交通事故被害当事者を対象とした調査です。こちらも科学警察研究所の研究者が主となり、同じ被害当事者を対象として継続的に行った調査です。交通事故発生から1、2か月後と1年後に同じ内容で調査しており、トラウマ症状の変化を見ることができます。

その結果は、初回の調査においても1年後の調査においても、63%の方が重篤な問題の疑いがない「軽症型」でした。一方、初回調査で重い症状を示した方のうち約半数の10%は、追跡調査で回復が見られました。この「軽症型」「急性型」の方は、ある程度レジリエンスのある方と思われます。しかし、12%の方が、初回調査と追跡調査ともに重い精神症状があり継続した支援が必要であることがわかりました。さらに15%の方が、実は初回調査では重い症状が見られなかったのですが、追跡調査で重い症状が見られた「遅発型」でした。この方々は、事故事件直後には、支援が必要だと気付かれにくい方ということになります。

約3割が重い症状の方で、そのうち半数は後から症状が現れてくると考えられます。ですので、直後に平気そうであったとしても、「支援の必要性を十分に見極める」ことが必要になると言えます。特に、支援が必要だと声を上げられないこどもの場合は、その傾向が顕著ではないかと思えます。

○きょうだいを亡くしたこどもの経験に影響を与える要因

きょうだいを亡くしたこどもの心理について、日本ではあまり研究が進んでいませんが、海外ではさまざまなことがわかってきています。こどもの経験には、大きく分けると三つの要因が影響を与えていると考えられています。



一つ目が「個人要因」です。年齢や性格等、特に、過去にトラウマとなるような経験をしていると、より影響が出やすいと言われています。小児期に体験するトラウマ経験は「逆境的小児期体験」とも呼ばれ、そのような経験のある方は、その後の大きなストレスへの対処で困難を覚えることもわかっています。

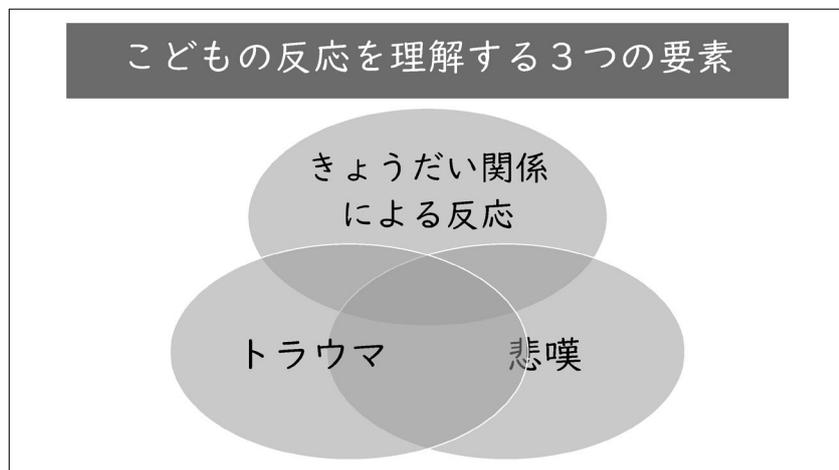
二つ目が「状況要因」です。これは亡くなった原因や葬儀や告別式等関連行事に、こどもがどの程度関与したかということが含まれています。交通事故事件は突然のことですし、ま

してや人の暴力によって起こされたものとなれば、衝撃は大変に大きいと思います。先行研究からは、葬儀やその他儀式で役割があったこどもは、なかったこどもに比べて、その後の問題となる行動が少ないという結果が出ています。このことから、事故や裁判等についてこどもが知りたいと思うことは、その子の年齢や発達に応じて答える、その子の気持ちを確認しながら儀式に参加させるということは大切と言えます。

三つ目が「環境要因」です。きょうだいとの関係がここに含まれます。きょうだい関係は大変複雑です。愛情や楽しさを感じたり、相手をいいなと思って真似たりする対象でもあり、一方では喧嘩したり、競争心、嫉妬を感じる相手でもあると思います。きょうだいを亡くしたこどもの心を推し量るには、こういった複雑な関係性を押さえておく必要があります。

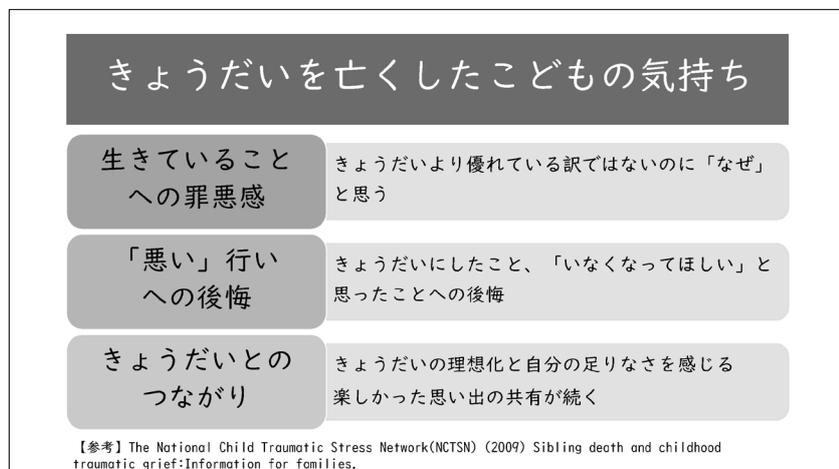
○きょうだいを亡くしたこどもの反応と気持ち

こどもが心に傷を負うようなトラウマ出来事に出会ったとき、「トラウマ」と「悲嘆」が合わさった心理状態になると言われています。きょうだいを亡くしたこどもの場合は、さらに「きょうだい関係による反応」も合わさることを、私たちは理解しなければなりません。



具体的には、きょうだいを亡くしたこどもの場合、次のような心情になると考えられています。

一つ目は「生きていることへの罪悪感」です。亡くなったきょうだいよりも、自分自身は何か劣っているのではないかと感じてしまう気持ちを指しています。なぜ自分が助かったのかとってしまうのです。



二つ目は、きょうだいに対して取った『悪い』行動に対する後悔です。客観的に「悪い」ということではありません。こどもは亡くなったきょうだいに対して、かつて自分がしたこ

とや言ったことについて、後悔や自責を表すことがあります。「もっと優しくしてあげればよかつた」、ときには「いなくなってほしい」と思ってしまったことを強く後悔します。

三つ目は「きょうだいとのつながり」です。これは両方の意味合いがあります。きょうだいと自分とを比較して、自分自身に「どこか物足りない」と思ってしまう気持ちもあります。他方で、きょうだいと一緒に経験したことに思い出があり、それらを一生持ち続け、それに支えられることもあるかと思います。

このようなさまざまな気持ちを抱えている子どもに対して、例えば、きょうだいなんかいなくなってしまった方がいいと考えたことがあったとしても、そういった気持ちを抱くことは自然なんだということ、いなくなってほしいと思ったことが理由で亡くなったわけでは決してないこと、そして、亡くなったきょうだいと同じようにあなたも大切な存在なのだと伝えて、家族の中での居場所をつくること。このようなことが大切だと思います。

〇きょうだいを亡くした子どもの支援における課題

子ども本人が相談に
来所してくれれば、専門
的なケアは可能になる
と思います。ですから、
支援につなぐというこ
とは、本当に大切なこと
だと思います。

ただ、子どもが支援対
象者となる場合は、実際
にはアプローチが難し

きょうだいを亡くした子どもの支援 における課題

- 子ども自身が言葉にすることが困難
- 子ども本人が支援・相談の場に現れにくい
- 潜在化している子どもは多くいる

いことが少なくありません。というのは、子どもは困っていることを言葉で表すことができなかつたり、そもそも本人が支援の場に現れることがそう多くはないからです。相談するという事は、事実を認めることになります。交通事故事件で子どもを亡くした親から「あなたが来ると、子どもがいないという事実を認めなくてはならない」と言われ、会ってもらえなかつたこともあります。このケースは、大人だから言葉で伝えることができたのだと思いますが、相談所に来て相談をすることは子どもにとっては敷居が大変に高いことであり、相談に来ている子どもはその壁を乗り越えていると感じます。こうした心理相談の場に現れない子どもは多くいると思いますし、これまで支援対象となりにくかつたきょうだいを亡くした子どもは、ましてやそうではないかと思います。

それでは、このような子どもへの支援はどうあるべきか、私が側面的に関わったり見聞きした事例を複数合わせた架空事例をもとに、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。特に、子どもの生活の場である学校現場に焦点をあて、さまざまな人の視点から見ていきたい

と思います。

○架空事例より一学校に焦点を当てた急性期の支援

小学生のAさんの目の前で、きょうだいである小学生のBさんが、車に撥ねられました。その瞬間を目撃したこどももいました。休日のことだったので、地域からの連絡で知った先生もいれば、テレビのニュースで知った先生もおられた状況とします。こういった事故が起きた時、学校ではいわゆる「緊急支援」が行われます。

まず、事故発生後の状況把握のため、教頭先生が消防と警察に事故の確認をします。事故状況の確認が取れたので、Bさんの家族に連絡を入れました。スクールカウンセラーも教頭と連絡を取り合い、状況把握に努めています。

確認が取れたところで、次に支援体制をつくる段階となります。まずは学校と教育委員会とで、学校への「緊急支援」を行うことを確認します。こういった事案の場合は、直後は教員も児童も大変に衝撃を受けており、どうしたらよいのか戸惑い、学校全体が機能しなくなることがあります。機能しなくなること防ぐために、体制をつくり上げるのです。

スクールカウンセラーの提案で、各教員が担う役割を決めた編成班をつくりました。責任者として校長と教頭先生を筆頭に、保護者などに対応する保護者班、報道対応班、学校安全班、学年班、そして心のケアを総括するケア班に教職員を割り当て、事故直後から動き出しています。

このような事案では、多くの情報が入り乱れ、普段とは違う事態に慌ててしまいます。ですから、役割を持つこと、お互いの役割を確認しておくことが、危機的な状況で機能するにはとても大切だと思います。特にケア班については、児童支援の先生や養護教諭、スクールカウンセラーが入り、教職員に対して、このような事態に起こり得る反応などを伝えるためのトラウマに関する心理教育等も行います。また、普段は週の決まった曜日に勤務するスクールカウンセラーが毎日学校に詰めることとし、応援に来た教育委員会の指導主事や他校のスクールカウンセラーと児童全体の様子を見守るなど、毎日情報共有をしました。

事故が起こった週明けには、全校児童にも事故のことを伝えるために、学校放送をしなければなりません。事実を伝える目的もありますが、こういったセレモニーを行うことは、教職員や児童の心を鎮めるためには大切なことだと思います。校長先生が放送を行います。事前にスクールカウンセラーが台本をチェックし、具体的な亡くなり方は伝えないように、しかし「亡くなった」という事実は明確に伝えるようにしました。この日は、Aさんと現場を目撃したCさんは、家庭で待機してもらうことにしています。

放送を行えば、児童から質問が出てくるかもしれません。その時にどこまで伝えるのかということも問題となり、メディアで出ていることまでは伝えようという打ち合わせがされました。原稿には、事実を伝えるだけではなく、こどもたちが担任や養護教諭、カウンセラー等と話をしたくなったら誰にでも話ができることも盛り込みました。さらに、応援に来た他

校のスクールカウンセラーや指導主事には、Bさん以外の学年の授業参加をしてもらい、もともと不安定な児童を重点的に見てもらうよう配慮もされました。

そして週明けの朝、学校放送が行われます。全校の児童とそれぞれの担任には、自分の教室で自分の席に座ってもらい、スタジオ放送が行われました。放送で流れてくる校長先生の話をもみな静かに聞いていました。亡くなったBさんの担任も、Bさんと同じクラスの児童も、自分たちの教室で聞きました。

その日の児童下校後、職員室には先生が集まっていました。職員室では、複数の先生がこの事故とは関係のない別の話題で熱心に討論を繰り広げていました。しかしこれは、先生方がBさんのことをどうでもいいと思っていたということではなく、Bさんが亡くなったという出来事から来る不安があまりにも強く、現実を認められないという心の働きだと思います。人は現実が認められないときに、全く逆の行動をとることがあります。元気に振る舞うことによって、自分の心の不安を見ないようにしているのだと思います。その事実を認められない先生と、悲しみにくれる先生とがいました。職員室で起きている分裂された状況は、児童が亡くなったという出来事に、どう気持ちを収めればよいかわからないという、まさに全員の心の苦しみを表しているかのようでもありました。

○架空事例より一学校に焦点を当てた中長期の支援

事故直後に、先生がAさんとBさんの家を家庭訪問した際は、親は泣いておられました。しかしその後、連絡が途絶えてしまいました。教職員は葬式以降、会うことはできませんでした。学校からは頻りに連絡をとっていましたが、応じられることはありませんでした。親には、大きな「傷つき」があったのだらうと思います。

そんな中、Aさんは1週間程で登校してきました。登校後はいつもと同じ淡々とした様子で過ごしていました。Aさんは要配慮の児童となり、観察が続けられ、複数の教職員で様子を報告し合っていました。

心理相談については、Aさんの担任を介して「お話ししてみないか」と声を掛けたのですが、Aさんは「いいです」と言うだけで、相談にはつながりませんでした。何度か声を掛けたのですが、結局、小学校卒業までに直接カウンセラーが話を聞くことはありませんでした。担任も強くは相談を押しませんでした。担任は、この件についてどう関わったらよいか迷いがあったのかもしれませんが、言い過ぎることでAさんの居場所がなくなってしまうのではないかと考えたのかもしれませんが。

ただ、Aさんは、学校の中ではいつもカウンセラーを見ていました。これは重要な点だと思います。行事や構内巡回の時などに、折に触れてスクールカウンセラーがAさんを観察していると、Aさんはアイコンタクトをとってきていました。そして「カウンセラーをあえて無視する」という行動をとっていました。つまり、Aさんは明らかにカウンセラーを意識していたのです。見てくれている人がいるということ、わかっていたのだと思います。

Aさんが中学校に進学した時は、小学校から申し送りがされました。Aさんは中学校での生活も全く変化なく、担任は教育相談の機会などに「困っていることはないか」と聞いたりしていましたが、相変わらず心理相談には訪れませんでした。部活動もし、進路も希望通りに進学しました。中学校の先生は、Aさんがうまく適応できていると思っていました。

学校としては、課題等をうまくこなせていれば、それなりに適応していると思われるのかもしれませんが、そこには違いがあるような気がします。ずっと変わらない態度を保ち続けるAさんは、「事実を認めない」という心のありよう、専門的には「否認」と呼ぶ心の状態であることが感じられます。Aさんはどこか息を潜めて生活をしていたのだと思います。ただ、数年にわたって「話したくない」と言い続けたことには、逆に強い意志も感じられます。ですから、もし何か話をしてきたのであれば、そこには本人の心の変化があると思われるし、話をゆっくり聞くべきだと思います。

「表出されない」イコール「本人が解決できている」ということではありません。困っているから相談に乗るという単純な話ではないところに、こどもの支援の難しさを感じます。小学校、中学校を通し、何が何でも相談につなげる方がよかったのか、あるいはそうでなかったのか考えさせられます。中学校のスクールカウンセラーは、Aさんには配慮が必要なことを年度が変わるごとに担任に伝えていました。いずれにしても、気に掛けることの火を消さないことが大切だと思います。

Aさんが小学校にいた頃の話に戻ります。学校にはBさんの多くの遺品が残っています。上履き、名札、文房具類、ロッカーの中のもの、Bさんが描いた作品などです。遺品をどうするのが課題として挙がりました。親とは連絡がつかなくなっており、家族の中で唯一接触を持てるのが登校していたAさんだったのですが、やはりAさんに渡すのは負担が大きいだろうという話になりました。結局、遺品は数年間返されず、Aさんの卒業を機に返すことになりました。遺品を長い間学校側が持っていた、持たされていたことの意味もあるように思います。また、Bさんの席は動かさずにそのままにしていました。「動かしづらい」という担任の気持ちがあったと思います。運動会の座席も、Bさんの分も用意していました。1か月経った時や長期休みに入るタイミングなど、そのたびに議論はあったのですが、家族の意見が聞けておらず、担任も机や物を移動させたり作品を取り下げることに抵抗を持っており、年度内は席も遺品もそのままにしていました。他の児童の描いた作品は自分の作品の上に新たな作品を貼り壁に掲示されていましたが、Bさんの作品は最後に描いたものが一番上に貼られたままになっていました。担任は行事があるたびに、「Bさんもこういうの好きだったよね」とこどもたちに話をしていました。

一つひとつのことに、どうしたらよいのかということがあります。しかし、これらの対応に唯一の答えはないと思っています。担任が接触の持てない家族の気持ちを考えて決め、そして学校全体としても話がまとまっていきました。

この事故を目の前で目撃した児童Cさんも要配慮児童となっており、スクールカウンセラ

一が対応しました。お子さんのことについて一度話に来ませんかと担任からCさんの母親に相談を促してもらったところ、母親は相談を希望しました。

Cさんは事故後、学校では他の児童を叩くなど問題を起こすようになっていたので、母親や教員と話し合いながら対応を取ることになりました。こどもは、衝撃的な出来事を経験した後に、その心理的苦痛を別の行動で表すことがあります。やはりCさんには、目撃したことのストレスが大きくかかっていたのだらうと思います。ただ、BさんのきょうだいであったAさんに比べると、Cさんはまだ「自分の心のストレス」を外に表すことができたと言えるのかもしれませんが、それによって支援への糸口があったとも言えます。

トラウマは破壊的な力を持っています。当事者はもちろんのこと、周囲の人にも支援者にも圧倒的な影響を与えます。支援者の誰にでも起こる自然な反応として「二次受傷」「代理受傷」があり、トラウマへの支援に携わる人は、自身の精神健康に気を配ることも大切になります。

ある交通事故の支援の中で携わった複数の教員に、PTSDや全般的な精神健康に関するアンケートをとりました。中心的に携わった教員のPTSD症状に関する得点は、88点が満点となるアンケートにおいて、全体の平均点と比べて20点も高いという結果が出ました。大変に大きなストレスがかかっていたことがわかります。支援者に対しても、折を見て心理教育を行ったり、守秘に外れない範囲で支援者同士が打ち明け話ができるような工夫を促すことは必要だと思います。そして、周囲がこれだけ大変な思いをしているのですから、当事者である家族、きょうだいの気持ちは如何ばかりかと思えます。

〇きょうだいを亡くしたこどもの支援において必要なこと

きょうだいを亡くしたこどもの支援において必要なことの一つ目は「生活の場や地域で抱える」ことです。ケースワークだけでなく、生活の場でそのこどもを抱えるという視点が必要だと思えます。支援においては、学校、警察、民

きょうだいを亡くしたこどもの支援 において必要なこと

- コミュニティでこどもを支えるという視点をもつ
- 場のケアをし、こどもを支える体制を整える
それが、家族やきょうだいへのケアにつながる
- こどもとのつながりを切らさずに、何が最良の選択か
考え続けていく

間支援団体、心理職能団体、弁護士会、ナスバなどさまざまな関係機関の連携による「支援のネット」をつくり、こどもを抱えることが大切だと思えます。

二つ目が「場のケア」です。場のケアというのは、その場が機能するようにしていくことです。特に、こどもを支えるためには、そのこどもが生活している場、つまり学校がこども

を支えるために機能できるよう体制を整えておくことが、ひいては家族のケアとなり、そしてきょうだい児のケアにつながると感じます。

支援においては「こうしなくてはならない」という正解があるわけではありません。三つ目は、こどもの様子をよく見ながらその場で起きている事態の意味を考え、その時に最良と思われる選択を続けていくことではないかと考えます。学校というのは多くの児童を抱え、グループ生活を進めていく場ですから、さまざまな活動があります。こどもたちも成長していきます。それでも、その事故事件を風化させず、こどものことを考え続けることが大切だと思います。

先程の架空事例に戻りますが、Bさんの担任だった先生は、Bさんのクラスの担任ではなくなっても、数年間、遺品を抱え続けていました。先生の心の中にはBさんがいたのだろうと思います。また、学校全体としても、卒業までAさんの見守りを続けていました。

多くの場合、事故直後は、こどもはその事態を考えないようにする「回避」という状態になり、依存的ではないと思います。それが、きょうだいを亡くしたこどものリアリティではないかと思っています。そのため、その時に支援を届けることは難しい場合もあります。しかし、Aさんのように、「自分を見てくれている」ことを、こどもはわかっているかもしれません。きょうだいを亡くしたこどもへの支援は、むしろ本人が話せない、話したくないという事態にどう関わるかということだと思っています。つまり、大人の見えざる手で、こどもを物理的にも、心理的にも抱えていくことが大切ではないかと考えています。先の事例では、Aさんやその家族への直接的な関わりは難しかったのですが、学校全体としてその事故から目をそらさずに、どうしたらよいかを考え続けたと言えると思います。

○支援のサーチライトで照らし続けること

ここに本を持ってきています。福音館書店の児童書です。福音館書店の許可を得て、概要を説明させていただきます。

(概要は省略)

あくまでこれは私の意見ですけれども、この話には、こどもが友達への羨ましさを抱くこと、自分の本当の気持ちを伝えるまでには時間がかかること、きょうだいに申し訳ないと感じる気持ちなど、きょうだい児の心がとてもよく現れていると思います。ここでの赤ちゃんは、亡くなったきょうだいに置き換えられると思います。お母さんにも、赤ちゃんの世話を忙しくならざるを得ないこと、赤ちゃんの世話に多くの時間を取られることに対して申し訳なく思っていることが感じられます。ここでは母親が登場しますが、実際にこどもに関わるのは母親だけではありません。こどもはやっぱり抱きしめてほしい、抱えてほしいと思っている。それは、母親にも父親にも支援者にも当てはまることだと思っています。

きょうだいを亡くした家族、こどもは、ひっそりと暮らしているのではないかと感じられることがあります。それでも、こどもはその後の人生を生きていきます。こどもが成長して

いくために、私たちはこどもとのつながりを切らさず、灯台のように、たびたび支援のサーチライトでこどもとその家族を照らしていくことが必要と考えています。

(2) 対応事例「成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難事例と 求められる長期的な支援」

自身も交通事故遺族であり、きょうだいを亡くしたきょうだいの会「栞の会」を立ち上げるとともに、交通事故を含む犯罪被害者の遺族を対象とした研究を続けている赤田ちづる氏より、成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難なことや長期的な支援の必要性について講演が行われた。

**[講師] 栞の会代表
赤田 ちづる 氏**

[要旨]

〇はじめに

私は、当事者と呼ばれる「交通事故で弟を亡くしたお姉ちゃん」という立場になります。弟の事故からちょうど13年ぐらい経った時に、「人の悲しみって何だろう」と思うようになりました。それと同時に、交通事故被害者支援の中で、抜け落ちたように忘れられているきょうだいの存在が気になるようになり、それならば自分が勉強をしようと思い「グリーフ(悲嘆)」についての勉強を始めました。まず2年間、グリーフケアの勉強をしたあと大学院に進学し、きょうだいに関する研究は非常に少ない中で、「何かしていけるのではないか」と思い研究を続けています。

その間、支援者として「栞の会」を始め、現在では交通事故遺族だけでなく、どのような事情であれ家族や大切な方を亡くされた方の集う場をたくさん設けてきました。

〇きょうだいの会「栞の会」について

「栞の会」は、遺されたきょうだいたちからのニーズに応じて変化を繰り返している会です。今は2つの会が存在しています。1つは、交通事故を含む犯罪被害で遺されたきょうだいだけが集う会、2つめは死因を問わず、さまざまな事情できょうだいとの死別を経験した人を対象とした会です。1つめの、犯罪被害で遺されたきょうだいの「栞の会」は、平成28(2016)年から活動を始め、これまでに延べ180名のきょうだいに参加してくださっています。「まず参加者同士に横の絆をつくろう」「一人ではないことを知ってもらおう」ということを目標にしながら、ゆるく、長く、つながっていくことができる仲間づくりを目的としています。

2つめの栞の会、死因を問わず、「遺されたきょうだいでしたら、どなたでもどうぞ」と開催している会です。これまで延べ400人から500人程度が参加しており、7割程度が自死のきょうだい、残りの2割が犯罪や事故、1割が病気で亡くなったきょうだいです。こちらの活動は、交流というよりもこれまでの体験の共有、誰にも言えなかったこと、ずっと自分一人で抱えてきたことを仲間同士で分かち合うことを目的にしています。大阪市内で開催して

いるのですが、岐阜や東京、福岡など全国からたくさんの方々が集まってくれています。

〇遺されたきょうだいのグリーフは、「今、ここにあること」

遺されたきょうだいには、他の遺族と同じように亡くなったことの悲しさ、寂しさという悲嘆反応がベースにあります。交通事故のように突然だと、死が信じられなかったり、怒りや自分が生きていることへの罪悪感があります。

遺されたきょうだいのグリーフ

- 死が信じられない気持ち、抑うつ、加害者あるいは故人に対する怒り、自身が生きていること、故人を助けられなかったことに対する罪悪感
← ほかの遺族と同じ悲嘆反応
- きょうだいの喪失について話すことを避ける
- 親にとっての「いい子」を演じる
- 学校や仕事に通えなくなるケースや、ネット、薬、アルコールに依存する場合もある
- 自分自身を大切にすることが難しい
- 安定した情緒的サポート源であるはずの家族をも失う

遺されたきょうだいのグリーフ

これに加え、きょうだいの喪失について話すことを避けたり、親にとっての「いい子」であり続けようとしたり、学校や仕事に通えなくなるケースや、ネットや薬、アルコールに依存する場合があります。加えて、自分自身を大切にすることが非常に難しい子が多くいます。この子たちに共通していることは、きょうだいを亡くした悲しさに加えて、本来であれば子どもにとって安定した情緒的サポート源であるはずの家族をも失っていると本人が思っていることです。「家族が家族として機能しなくなっている」という表現の方がわかりやすいかもしれません。

葉の会の参加者の特徴は、被害から時間が経過してからの参加が多いことです。支援というと、直後に学校や支援センター、警察が介入するものかもしれませんが、葉の会に参加しているメンバーは、事故から20年経っている方は普通にいます。自死に至っては40年経って初めて、「今日初めて、亡くなったきょうだいのことを話すんです」という子がいます。きょうだいというのは自分の心に向き合うことができるまでに、それだけ長い時間がかかっているといえると思います。

もう一つ共通している特徴として、親や社会からの「見捨てられ感」が非常に強いことです。この20年、誰にも話さないまま、親にも助けてもらえず、社会からも学校からも助けってもらえず、一人で頑張ってきた子たちが多くいます。

この子たちは、「子どもらしい子どもではなかったこと」ということも特徴です。犯罪被害や交通事故で家族を亡くした後、その家族が歩むべき道のりは非常に困難ですが、その中で自分の「子ども」という役割を忘れて「親代行役割」を担ってきた、そういう子どもたちが多くいます。

そして、何年経っても成長過程に影響を及ぼしていきます。進学、結婚、就職など通常考

えれば人間の成長として喜ばしい出来事、本来であれば家族で喜ぶべき出来事の時に、非常に大きな悲しみを抱えていくことがあります。死別は過去のことなのですが、グリーフというのは20年、30年経っても、「今なお、ここにあること」なのです。そのことを、葉の会の参加者を見ていて、いつも感じています。

死別は過去のものであっても、
グリーフは「今、ここ」にあること

- 被害から時間が経過してからの参加が多いこと
- 親や社会からの「見捨てられ感」が強いこと
- 子どもらしい子どもではなかったこと（親代行役割を担ってきたこと）
- 何年たっても成長過程に影響を及ぼしていること

葉の会 参加者の特徴

○ある男性の事例

遺されたきょうだいは、「忘れられた遺族」と言われてきました。きょうだいの関係は、年齢によって変化するため、周囲に理解してもらいにくい面があり、どの時期に死別するかによって環境に適応できる範囲が違いますし、年齢によって

The forgotten bereaved (忘れられた遺族)

❖ きょうだいの関係は、年齢によって変化するため、理解してもらいにくいどの時期に死別するかによって、死別後の環境に適応できる範囲が違う

遺されたきょうだいのグリーフ

どこまで親の代行役割を担ってきたのかも変わってきます。

そのような背景があった上で、事例として、葉の会に参加していた20歳の男性の話をします。彼は、小学校6年生の時に、交通事故で弟を亡くしました。そこから誰にも語ることなく大きくなり、私に連絡をくれたのが就職してちょうど3年目のことでした。ある日突然、心身の不調から会社に行けなくなり、精神科医に「今の生きづらさは、子どもの頃の体験が影響しているのではないですか」と言われたそうです。そこで、自分は事故のことを語ることしなかったけれど、もしかしてここに原因があるのかと思い、私に連絡をくれました。弟さんの事故からは15年が経っていました。一番最初に会った時、これまで弟の分まで一生懸命頑張ってきたこと、父と母の期待に沿ういい子だと誰もが思うし自分もそう思っていること、大学に行って一流企業にも就職したこと、「周囲が見れば、僕の人生はおそらく幸せです」と話してくれました。

葉の会で一番いいのは、グループでみんなにそれぞれの体験を分かち合ってもらうことで

すが、困難と思われる場合は、グループに入る前に、個別で私が話を聞く期間を設けています。そこで、この男性も初めの1年6か月は、1か月に一度、必ずZoomで会う約束をしました。そこでしたことは、情報の整理です。子どもだったので知らないことが非常に多かったのです。自分には、父親も母親も話してくれなかった、警察も病院も話してくれなかったそうです。そこで、可能な限り当時の状況を新聞などから拾い、まずは情報を整理していくことを一緒にしました。

それから、弟さんに対する思いの整理もしました。実は、この事故の前々日に彼は弟さんに対して「お前なんか嫌いじゃ、死んじゃえ」という言葉を言っているのです。「その言葉のせいで弟は亡くなった」と、非常に苦しめられていました。そこで、その言葉に対する思いも整理していきました。

お父さん、お母さんに対する感情の整理もしていきました。この15年間、自分が「知りたかったけど知れなかったことを知る」ということを目標にしながら過ごしました。これは非常に辛い作業です。一人でやるのは本当に困難なので、「1か月に1回、一緒に話そうね」ということで時間を持ちました。1年半が経った頃、ようやく「グループに入っても大丈夫」と思えるようになったので、葉の会へ参加してもらうことにしました。

グループに参加して「一人じゃないよ」、「他の人はどうやってこの感情に向き合っているのかな」ということを知ってもらうことは非常に大事なことです。それから、死別の悲しみを当たり前で語る仲間がいるということを知ってほしいと思っていました。遺されたきょうだいの多くは、見た目は本当に普通の生活をしています。私自身も、新しく社会で知り合った人たちの前で、「私は弟を亡くしたんです」と言うことはないです。「何人きょうだいの？」と聞かれて、いつも答えに悩むのですが、葉の会では、当たり前で「亡くなったきょうだい」を一緒に連れて行ける、そんな感覚がする会なのです。そのような会の存在と、仲間がいることを知ってもらいたいと思っていました。

彼には、定期的に葉の会に来てもらっているのですが、彼が今、目標としていることは、「自分自身の人生を生きなおすこと」「弟との新しい関係を築くこと」だそうです。現在は、親の期待に応じて入った会社を辞めて、専門学校に入学して、本来自分がやりたかったことを勉強しています。そして、「自分の人生を生きなおしている」と言葉にしてくれます。これまでは、「弟の分までしっかり生きるのよ」「お兄ちゃんやから頑張ってるね」「お父さん、お母さんのことを傷つけたらあかんよ」というようなことを言われてきて、自分は弟の代わりを生きていると思っていたそうです。それが、私や葉の会のメンバーに出会って、「自分は亡くなった弟の分まで生きるのではなくて、弟のお兄ちゃんとして自分の人生を生きていく」と思えるようになったと言っていました。

「きょうだいを亡くしたことを、当たり前で話すことができる時間が嬉しかった。この時間が今の自分を支えてくれている。『弟の分までしっかり頑張るのよ』『お父さん、お母さんを支えてあげてね』という言葉に縛られていたことに気が付いて、とても生きやすくなった。

僕の話をいつも大切に、丁寧に聞いてくれてありがとう」と彼は言っています。

○支援において心掛けていること

遺されたきょうだいに対して葉の会がしていることは、「話を聞く」、それだけです。気になる子がいれば、こちらからどこにでも会いに行きますし、そうすることをすごく大事にしています。

私が遺されたきょうだいと関わるときに気を付けていることは、この子たちの人生は、私自身が決めるものではないということです。例えば、その子への支援が成功だったのか、失敗だったのか、今の時点ではわかりません。ただ、その子が「自分の人生」を歩き直していく、そのお手伝いをするだけなのです。

私が必ず心掛けていることは、「苦しみや悲しみとどう付き合っていくのか」ということです。苦しみや悲しみが無くなることはありません。ですから、この子たちがこれから一生、これを抱えて生きていく中で、どうやって生きてい

葉の会で心掛けていること

苦しみや悲しみとどう付き合っていくのか
そのヒントをできるだけたくさん持たせる

葉の会で心掛けていること

ったらいいのか、そのヒントをできるだけたくさん、この子たちの引き出しに入れてあげること、それが今の私に求められている支援だと思っています。

○遺されたきょうだいのグリーフケアにおいて最も効果があるのは「親への支援」

私は、「遺されたきょうだい」の話をする中で、子どもにとって、親代行役割を担ったり親を支えたりすることが負担になっているという話をしますが、決してそれが、支援者の中で、親の在り方を批判するものになってほしくないと強く願っています。

親もまた、子どもを失った人ですので、親に何かを求めるのではなく、

・・・大切な視点・・・

- ・親も、また、子どもを失った人
- ・悲しみを抱えながら、子どもに向き合っている
- ・親が、一貫した応答性のある対応ができてきているか

↓

最初から最後までずっと、様々な場合を通じて常に対処できるのか
子どもに十分な注意関心を向けているか
(養育者が) 自分自身の悲しみを扱うことができてきているか

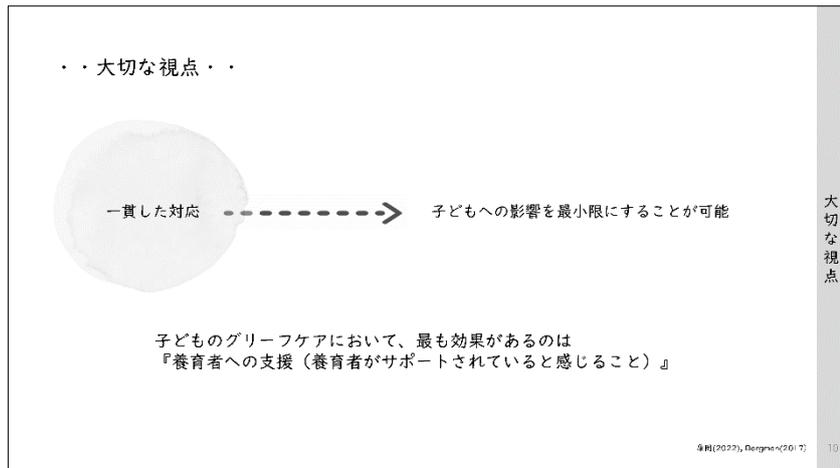
大切な視点

5冊(2022)、10冊(2011)、1冊(1996)

関わる周囲の人たちが遺されたきょうだいに目を向けてほしいと思っています。親もまた、子どもを失い、悲しみを抱えながら、裁判を抱えながら、それでも子どもに向き合っているはずです。親が一貫した応答性のある対応ができているかということが非常に大事だと言われていますが、実際に交通事故被害者遺族とたくさん接していく中で、子どもを交通事故で亡くした直後の親にそのような対応ができるかということ、非常に難しいと思います。何年経っても難しいと思います。ですので、周囲がどう支えていくのかということだと思っています。

この一貫した対応を親ができることで、子どもへの影響を最小限にすることができると言われてしています。つまり、遺されたきょうだいのグリーフケアを考えるときに、最も効果があるのは「親への支援」とも言われています。親をし

っかり支援して、親がしっかりとその子どもに向き合うことができるように親の支援をすること（親がサポートされていると感じること）が、結果的に遺されたきょうだいの支援につながるのだと思っています。



(3) 体験談の発表

交通事故で、きょうだいを亡くした方2名より、事故当時の様子やその後の状況、必要とする支援について発表が行われた。

[遺族] 西 朋子 氏 (昭和 62 年 (当時 16 歳)、兄を交通事故で失う)

[要旨]

○当時の状況

私は、三人きょうだいの末っ子です。亡くなったのは2番目の兄、1歳違いでした。兄のことを人前で話すのは本日が初めてです。兄がこの世に存在したこと、そしてきょうだいの存在について少しでも皆さんに聞いていただきたく、本日はお話をさせていただきます。

兄が亡くなったのは、ちょうど私の16歳の誕生日でした。その年から私の誕生日は兄の命日となり、30年以上経った今でもお祝いをするのをあまり嬉しく感じたことはありません。兄と私はとても仲良くて、私は兄が大好きでした。私は父母、兄2人と私、それから祖母、叔父、叔母の9人というたくさんの家族に囲まれて育ちました。

兄が事故に遭ったのは亡くなる5日前の夜のことで、警察から電話がかかってきた時に私が電話を取りました。救急車で運ばれたと聞き、父にすぐ電話を替わりました。両親がすぐに病院に行き、最初は「大したことないだろう」ということだったのですが、緊急手術をすることになり、私は状況を理解できず祖母と一緒に電話の前で寝ました。脳挫傷、脳死、もう一生目を覚ますことはないと言われ、兄に会いに病院に行きました。

兄はバイクで二人乗りの後ろに乗っており、交差点で出会い頭に酒気帯び運転の女性の車とぶつかりました。当時はまだ酒気帯び運転について法律もなく、警察の方も「運が悪かった、仕方ないよね」という感じの対応でした。私は母と交代でお見舞いの対応などしましたがその間の記憶はほとんどありません。この5日間のただ一つの記憶は、相手の家族が「うちのこどもも苦しんでいます」と脳死の兄の病室で言い、母が怒って相手の家族を病室から追い出したことだけです。相手の女性は、病院には一度も来られませんでした。

5日間、家族で今後のことについて話をし、兄の命を誰かの役に立てられないだろうかということで、愛媛県で初めて未成年の臓器移植をさせていただきました。そのことが新聞に掲載されたことが、我が家の地獄の始まりとなりました。

○事故後の家族の状況

私にとって唯一の救いと言えるのは、叔母が焼き場で私に寄り添ってくれたことです。お葬式でも病院でも、「あなたがしっかりしないと」と言われました。学校に登校しても、腫れ物のように無視をされて孤独でした。

当時大学生だった一番上の兄はもっと苦しかったと思います。自分の道があっただろうに家業を継ぐことになり、「長男として」という言葉がのしかかっていたと思います。

母は、兄の友人の母親から臓器移植をしたことを罵られてうつ気味になり、亡くなった兄の部屋で自殺未遂をしました。「紐が切れちゃった」と泣く母の姿は、今でも忘れられません。その時、私は母に、「苦しいだろうけど、私や一番上の兄のために生きてほしい」と伝えました。ただそれ以来、「死んだのが私だったらよかったのに」ということを、30代後半までずっと引きずりました。

今、私は、病気のあるお子さんとそのご家族の支援をしています。小児癌等の病気で亡くなったお子さんのご家族や、闘病中のお子さんとそのご家族と接する中で、「きょうだい支援」に出会いました。その支援について聞いた時、「自分のすべきことはこういうことなのではないか、兄が教えてくれたことはこれなんだ」と自分の中でストンと落ちてきたことを覚えていています。

○今、伝えたいこと

当時、苦しかった時にあったらよかったと思う支援は、交通事故で亡くなったこどものきょうだいの会です。とにかく気持ちを聞いてくれる場所があったらよかったと思います。それから、私に説明をしてくれなかった警察関係の方々に少しでも声を掛けてほしかった、病院や警察の説明を家族と一緒に聞きたかったと思います。

今、同じようなきょうだいに伝えたいことは、私たちは私たちの人生があるんじゃないかということです。亡くなったきょうだいと自分とは別の人間で、「あなたの命はあなたのもの」ということを感じてほしいと思います。でも、私もずっとそうであるように、やっぱりきょうだいのことは忘れないで一緒に生きていけたらいいと思います。

こどもたちの周りにいる人に伝えたいことは、「亡くなったきょうだいの分までは、頑張れません」ということです。「話したくなったら聞くよ」と言ってもらえる、とにかく抱きしめてくれるだけでいいのではないかと思います。本当はとても不安です。頑張っても頑張ってもそれがなかなか形にならなかつたり、自分がこれで正解なのかと常に不安に感じています。「兄だったらどうだったのかな」と、常に私は考えました。

これからも兄とともに、しっかり「きょうだい支援」に取り組んで行けたらいいなと思っています。そして、私のようなお子さんたちの話を聞けたらいいなと思っています。

【遺族】 大槻 奏仁 氏（平成 27 年（当時 16 歳）、兄を交通事故で失う）

【要旨】

○事故の概要

兄が事故に遭ったのは、約 8 年前の平成 27（2015）年 2 月 27 日でした。当時兄は 17 歳、高校 2 年生の冬で、これから大学受験を迎える時期でした。学校から帰宅途中、自宅から数十メートル離れた交差点の横断歩道を渡りきる直前に、速度超過運転の車にノンブレーキで衝突され、42.7 メートル跳ね飛ばされました。急性硬膜下血種と脳挫傷、びまん性軸索損傷と診断され、3 か月の闘病生活の末、5 月 21 日についに亡くなりました。

当時の家族構成は、中学 3 年生の私と父と母、祖母、そして兄と、兄がどうしても飼いたいと事故の 4 か月位前から飼い始めた生後半年位の猫 1 匹でした。

たった数十分の、たった一瞬の出来事で、兄は一方的に命を奪われ、これまで幸せに暮らしていた私たち家族の生活の何もかもが壊されてしまったのです。

○事故後の心境について

事故があったと近隣住民の方からご連絡をいただき、真っ先に飛び出して行ったことは強く記憶しています。そして、緊急手術の待合室で待っていた時、兄の叫び声と思わしき鳴き声みたいなものが聞こえてきたことを鮮明に記憶しています。意識がない兄の病室で、何かのきっかけになるのではないかと兄の好きな曲を流し続けたこと、緊急アラームが鳴る度に看護師が入り出すのが怖かったことを覚えています。

そのような環境の中で、私には「申し訳なさ」という気持ちがありました。もうすぐ中学校の卒業式があり、事故の 2 週間後は兄の誕生日でした。兄の誕生日はいつも通りお祝いしようということになりましたが、病室でいつも通りお祝いなんかできるわけがありません。自分の卒業式も華やかな舞台になるはずだったのが、「自分だけこんなところにいるのか」という思いでした。「お兄ちゃんのところにいてあげなきゃいけないのかな」という思いが常にあり、引け目を感じていたというのが正直なところです。

兄が亡くなった後は、兄なしでの生活がこれからどうなっていくんだろうという不安と、「兄がいなくなったこと」について強烈に違和感がありました。ただ、立ち止まってばかりでもいけない、引きこもってはいけないという気持ちから、兄が亡くなってから 1 週間後位に高校に通うようになりました。ただ、全てにおいて、心のどこかに穴が開いたような気持ちになることが多かったと思います。

○裁判の状況と心境について

刑事裁判では、「被害者参加制度」を知り、自分も何か意見を伝えられることがあると思い、意見陳述をさせていただいたことがあります。その裁判での加害者は、当時高校 1 年生の僕でも腹を立てるくらいの対応だったことを強く覚えています。

加害者は「裁判中は趣味のパチンコ店で手を合わせた」と言いました。「ただの『事故』なのに、加害者、被告人と言われる自分の方がよっぽど被害者だ」という発言もありました。「どういうこと？ 『事故』かもしれないけれど、あなたが轢いたんですよ」と私は憤りを覚えました。最初から裁判に関わっていただけに、被告人に対する怒りもそれ相応にあったと記憶しています。

この被告人からは事故から刑事裁判、今日に至るまで謝罪も何も受けていないのに、法廷でだけ「謝罪の気持ちがあります、一生謝罪し続けます」と言われ、「せめてこちらに伝わるように謝罪の気持ちを見せてくれればいいのに」と思っていました。私たちは厳罰を求めているのですが、結局、執行猶予判決となりました。

また、署名活動をしていた時に、「お金が欲しいのか」という言葉を投げかけられたことがありました。遺族というのは、「亡くなった命は戻ってこない」ことは大前提であり、亡くなった人の「利益」ではなく「名誉」を守るために、せめてできる限りお金で替えようとしているということを、重ね重ねお伝えしたいと思います。

〇あったらいいと思う支援

母と祖母は、滋賀県警の被害者支援としてカウンセリングを受けていました。私も高校生の時に週1回程度で、苦しいことやつらいこと、ただ「今週は何があった」というようなことをスクールカウンセラーに聞いていただく機会を設けていただき、本当にありがたかったと思っています。

しかし、裁判を戦っていく中で、やはり知らなかったことも多くありました。弁護士によっても、加害者に寄り添う側の弁護士なのか、被害者に寄り添ってくれる弁護士なのか違いがあることが分かりました。最初にお願ひした弁護士はどちらかというと加害者寄りであり、あまりこちら側の意見に立ってくれない弁護士だったので、傷つけられたことがしばしばありました。その中で、たまたま他の交通犯罪被害者遺族とつながる機会があり、被害者に寄り添ってくれる弁護士もいるなど初めて知ることも多くありました。このような経験から、特に裁判では、どのように戦っていけばいいのか声掛けがあればよかったと思います。

私たちは本当に仲の良い家族だったのですが、兄の事故への向き合い方や裁判への向き合い方について、父親としては「早く忘れたい」「早く元の生活に戻したい」という気持ちが少なからずあったのですが、母親は「お兄ちゃんの名誉を守るために戦いたい」という思いで、夫婦間で仲違いがありました。僕は、「お父さんが入ってくれないのなら、僕が代わりにしゃべるから」と、刑事裁判で被害者参加制度を通じて参加しましたし、民事裁判に進んでいく中の示談にも積極的に入って行きました。今考えると、このような夫婦間で意見が違う時にどうすればいいのか、アドバイスがあればよかったと思います。

祖母は事件以降、引きこもることが多くなり、若年性アルツハイマーを患い 71 歳ながら特別養護老人ホームでお世話になっています。事故が原因で引きこもってしまった「こども」

ではなく「祖母」のような人が身近にいた場合、こどもはどう接すればよいのかアドバイスをいただければよかったですと思います。正直、私にとってはそれが一番の心残りです。

○いつでも支援の手を取れるような環境を

支援の手を握れていないこどもも少なからずいると思います。とにかく話を聞いてくれたり、裁判での戦い方を教えてくれるような機会があればいいと思います。できる限りその子がいつでも支援の手を取れるような環境を作ってあげてほしいと思います。

誰にも、被害者にも加害者にもなってほしくないのですが、もし加害者になった時は、誠実な対応をお願いしたいと思います。法廷でだけ「一生謝罪し続けます」と言って、被害者には何も言ってくれないというのは、本当に傷付くだけ、傷が更に深まってしまうだけです。被害者が回復しやすい環境作りもお願いをしたいと思います。

そして、犯罪被害者遺族、特に交通事故で顕著だと思うのですが、「事故じゃないか」とか「お金が欲しいのか」といった心ない言葉を浴びせるような社会であってほしくないと思います。

(4) 質疑応答

コーディネーターの飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事である井上郁美氏が体験談を踏まえた質問を遺族に投げかけ意見を聴いた。その後、専門家の元同志社大学教授であり現同大学研究開発推進機構嘱託研究員である川本哲郎氏がコメントをした。

① 質疑応答

[井上氏]

西さんと大槻さんには、普段の社会生活の中で周りの人にはまず話すことがない内容を、本日、このような公の場で話すことに快く応諾して下さったことに、心より御礼申し上げます。

西さんは、現在、小児癌などの病気のこどものケアをする仕事に就いておられます。お兄さんの事故について公の場で話すのは、本日が初めてとのこと。30年以上前、自分がティーンエイジャーだった時のことを思い出しながら話をまとめるのは、すごく負担をかけたのではないかと思います。

9人の大家族の中で、「叔母だけが『大丈夫?』と聞いてくれた」ということでした。その時の状況をもう少し詳しく教えていただけますか。

[西氏]

焼き場でみんなが泣き明かしてる時で、私は周りから「頑張って」「お母さんを支えてあげるのはあなたよ」と散々言われ、とても居づらくなり外に一人で出た時に、叔母と一緒に来てくれました。その時、叔母から「大丈夫よ、そんな頑張らなくていいよ」と言われました。そして、賛美歌と一緒に歌ってくれました。それで、「頑張れるかも」という気持ちになったのを覚えています。

[井上氏]

お葬式の間や斎場では、お母さんもお父さんもいっぱいいっぱいです。親戚もたくさん来ていますし、友人も来ています。その中で唯一叔母さんが、一人外に出ていく朋子さんの姿を見留めてケアをしてくれたということです。叔母さんにしても甥っ子を亡くした悲しみの中にいるのに、そのように周りが見渡せる方は、なかなかいらっしゃらないと思います。

当時のお母さんの状況はいかがでしたか。

[西氏]

母は心神喪失そのものだったと思います。亡くなった兄をととても大事にしており、兄を亡くしたことはすごくつらかったらうと思います。

[井上氏]

家業を継ぐのも亡くなった次男のお兄さんに決まっていたところ、その息子さんが突然亡くなることは、お母さんにとってもお父さんにとっても大変なことが起きてしまっています。その中で、長男や妹といったきょうだいは、ほとんど視野に入っていなかったかもしれません。

そのような中で、お兄さんの臓器提供をなされたということですが、これはどのような背景があったのでしょうか。生前に話し合われていたのでしょうか。

[西氏]

生前に決めていたわけではなく、兄がこれまで生きてきて、何か世の中のために役立てることはないだろうかと家族で話をして、決めました。最初に私が言い出したような気がします。当時はまだ、免許証の裏などへの臓器提供に関する意思表示の記載はありませんでしたが、兄が誰かのために役に立ってほしいと思いました。

[井上氏]

今なら、臓器移植コーディネーターが関わったり、移植についての周知も進んでいたりすると思いますが、昭和 62 (1987) 年当時、よくぞ家族で話し合い、結論を導くことができたなと思います。

事故後、当時高校 1 年生だった朋子さんは、学校に戻られていかがでしたか。また、家族の状況や生活で大きく変わったことはありましたか。

[西氏]

すごく変わったのは、「兄がいない」ということだと思います。

学校に戻ったとき、クラスメイトからは、腫れ物を触るように無視されました。誰も話しかけてくれない、どう声を掛ければいいのかわからなかったのだと思います。クラス替えをして高校 2 年生になったときはそうではなかったのですが、1 年生のときはすごく居心地が悪かったのを覚えています。そして、家族の中でも居場所がなかったと思います。どうしても兄のことが中心になり、父は母を支える状態で、私の存在はあまりなかったと思います。

[井上氏]

事件事故のことについて触れられたくないだろうという周りの配慮から、話題にすることは避けるというのは想像できますが、「腫れ物に触るような感じで居場所がなかった」と本人が孤独に感じてしまうほどの高校 1 年生の生活だったというのは、とても寂しいものがあります。櫻井先生が講演で、「正解というのはない」と示されながら、学校として、担任として、どのように対応すればよいかという中で、ある担任の先生は折に触れて亡くなった B さんの

話を引き合いに出していたという事例を紹介されました。私は、それは嬉しいことだなと感じました。もしかしたら、友達や担任の先生がそのような自然な流れで朋子さんに接してくれれば、孤独感を感じる事が少し和らいだかもしれないと思います。

最後の質問ですが、事故からの年月の中で、どの時期が一番お兄さんを亡くしたことによる影響でつらかったと感じられましたか。

[西氏]

一番しんどかったのは、20代後半から30代前半ぐらいまでだと思います。自分が仕事を始めてから、この仕事が正解なのか、本当にこれでよかったのか、何度も何度も考えて少し鬱になって通院したこともありました。その時が一番苦しかったと思います。それで特に何かをしたわけではありませんが、家族でたくさん話をしました。長兄とも話し、母とも話し、たくさん話をしたことによって、自分の中で折り合いがついたと思っています。

[井上氏]

事故から10年以上経ってから、しかも1年や2年ではなく20代後半から30代前半の長い期間にわたって一番つらい時期が続いたということです。一見、元気そうに見えるきょうだいは、「遺族」という名札を貼っているわけでもなく、「私は弟を亡くしました」「兄を亡くしました」と自己紹介をすることも少ないと思います。その見えない「遺族」という立場の中で、何年も経ってからつらい状況が出てくるというのは、赤田さんの対応事例にもありました。葉の会では、事故から15年ぐらい経った方のカウンセリングを毎月繰り返し、過去を解きほぐすことで、その根っこに気付いてもらうという作業をしておられました。

西さんも、つらい状況というのは根っこがお兄さんと関わる部分があったかもしれないし、なかったかもしれないですが、一番よかったのは、やはり話せる人がいたことだと思います。それは家族かもしれないし、友達かもしれません。何年経ってもなかなか人には言えないプライベートなことでも、話をよく聴いてくれる人が身近にいるかどうかで、その人の心身の不調はだいぶ改善するのではないかと感じます。

[井上氏]

大槻さんにお聞きします。

刑事裁判、被害者参加制度、民事裁判など、普通の高校生活ではありえないようなことがどんどん日常的になり、何年も関わられ、とても稀有な高校生活を送られたと思います。その中で、お父さんとお母さんの見解の違いがありました。これは大槻家に限らず、本当に多くの家庭で起きています。民事裁判をするかどうか一つをとっても両親の意見が割れてしまい、結果的に「民事裁判をしない」という結論に至った家庭もあります。そのため何十年経っても、民事裁判をしたかったお母さんがずっと忸怩たる思いを抱えているという状況もあ

ります。大槻さんの場合も、お父さんとお母さんの意見は両極にありました。その状況で、「夫婦間で意見が違ふときにどうすればよいか、アドバイスしてもらえたらよかったです」とおっしゃいました。これは非常に難しい問題で、仕方がないことでもあり、本当によく起きることで、解決法も全然わからないというのが実情です。

その中で、家の状況がどうなってしまったかを教えていただけますか。

[大槻氏]

滋賀県米原市が最初の実家になります。ただ、事故直後から、米原市の実家から兄が入院していた長浜赤十字病院のすぐ近くにアパートを借り、兄が亡くなってしばらくしてからは私の通学の関係で草津市に引っ越し、今は滋賀県守山市にいます。実家へは何年か前に何度か戻ったことはあるのですが、家の近くで起こった事故なので、戻るだけでしんどく涙が出てくるため、戻ること自体に困難が伴い、実家はほぼ手つかずの状態です。

[井上氏]

特に子どもが巻き込まれる交通事故は、自宅近辺で起きてしまうことがあります。日々の生活の動線のため、事故現場を通らなくてはならなくなります。物理的に家が大丈夫でも、心情的にとってもその家に住み続けることができないため、引っ越しされる方もいらっしゃいます。一方で、引っ越したくてもローンを組んでいるためそれもできず、毎日毎日、事故現場の前を通らなくてはならなくて、とても苦しい思いをされている遺族もいます。

大槻さんは、お兄さんが3か月入院された病院の近くにアパートを借りられましたが、経済的な負担はどこからも出ません。本来は自分の家があり、家族みんなで生活をしていたのに移らなくてはならなくなりました。お祖母さんにも影響があり、事故後に引きこもってしまい、その後、若年性のアルツハイマーを引き起こし、今は施設に入られているということですが、お祖母さんやお母さんはどのような状況だったのでしょうか。

[大槻氏]

祖母が引きこもりがちになったことについては、「お父さんとお母さんで裁判についての向き合い方が違う」という話に関わってきます。私の祖母も、どちらかと言うと「兄の名誉のために戦いたい」というお母さんと同じ立場で、立場の違うお父さんを、それこそ加害者と同じくらいに憎んでいました。家にいるだけで家の中が冷め切ってしまう、ともすれば暴言が飛んでしまう、そんな状態でした。単に事故のストレスだけではなく、裁判への向き合い方、事故への向き合い方というもう一つのストレスが祖母にかかり、誰に話すわけでもなく、いつの間にか心がどんどんすり減ってしまったのではないかと考えています。

[井上氏]

裁判だけでも非日常で相当なストレスになるだけでなく、人間関係が事故前とは全く変わってしまった。家族の中でも見解の違いによって亀裂が生じてしまうというのも珍しい話ではなく、「事故さえなければ」と言いながらも離婚してしまった夫婦はたくさんいらっしゃいます。それが良いとか良くないということではなく、事実として、そうやって家族が壊れてしまうことがあり、その中で、子どもが必死で生きています。大槻さんの場合には他にきょうだいがいらっしゃらないので、いわば「父親の役割」も果たさなくてはならないし、母親を支えることもしなくてはならない。今も、その状況は続いているのではないかと思います。

夫婦の間で意見が違った場合はどうすればよかったのか。お祖母さんが引きこもりアルツハイマーになってしまった時、どうすればよかったのか。それは専門家に訊くしかないかもしれません。でも、「心ない言葉に非常に傷つけられた」「お金目当てなんじゃないかと言われてしまった」「ただの『事故』じゃないかと言われた」などといった言葉の選択は、どんな人でも気を付けることができるのではないかと思います。

大槻さんは社会人になられて、多分お兄さんのことによって、本来志望されていた姿と今ある自分は違うと思いますが、最後に、今後の展望を聞かせてください。

[大槻氏]

兄と二人で医者になろうと話合っていました。「僕がお医者さんになるから、お兄ちゃんは放射線医師をお願いします」と言ったりしていました。その夢がなくなり、自分の進路を考えていく中で、法学部に進むことにしました。今は教育関係の仕事に就いており、子どもたちをつくっていくような仕事ができ嬉しく思っています。何かしら人の役に立てればという思いは、ずっと僕の中の根っこにあると思います。

[井上氏]

本日のシンポジウムの前の打ち合わせで、「今のお仕事どうですか？」と訊いたとき、「めちゃくちゃ楽しいです」とおっしゃっていたのがとても印象的でした。人のためになる仕事という意味では、医者の方であっても法学の方であっても、教育産業であっても変わらないと思います。ぜひその願いが成就すればと思います。

最後に、座長の川本先生から一言いただけますでしょうか。

[川本氏]

私は、大学で刑事法を教えていました。刑法、犯罪学、被害者学の研究もしてきました。その立場から申し上げますと、お二人の体験談は「二次被害」です。つまり、犯罪によって被害者遺族は大変なショックを受けますが、これは一次的な被害です。それだけでなく、加

害者に対する怒りや周囲の人からの心ない言葉などで、さらに傷つくのです。二次被害についてわかるようになってきたのは、この2、30年のことです。被害者基本法ができたのは平成16（2004）年ですが、そこには「二次被害」という定義はありません。被害者支援条例を制定する都道府県が平成30（2018）年から急激に増え、そこでは「二次被害」を取り上げています。ということは、少しずつ進んでいるのです。ですが、残念ながらその進み方は非常に遅いということです。

さらに、支援活動の中で、取り残された問題があることがわかり始めています。犯罪被害者への給付はあるのですが、その算出方法はその時もらっている給料の額となります。例えば、大阪・北新地ビル放火殺人事件の場合は、精神障害で休職している方が多かったので、収入はゼロなのですが、そこから計算するので、一般の方と大きく差が出てきます。そのことがわかったのが、つい2年前です。そういう部分をどんどん埋めていかななくてはならないと思います。

本日、時間が経過してからの苦痛という話がありました。10年経ってからしんどくなってきました。これは、因果関係を証明することが非常に難しくなるため、法律的にはほとんど扱われません。10年経って、その被害が本当に原因なのかを問われます。確実に、犯罪の被害が原因で10年後にしんどくなっているのですが、それを否定されることによって、また傷つくというのが被害者なのです。そういう部分をきちんと法律の制度として補っていくことは、非常に大事だと思います。また、兄弟姉妹の苦しみに目が向けられたのは平成28（2016）年ぐらい、まだつい最近のことです。けれども、ようやくそういうところに光が当たるようになってきたことは、一歩前進だと思います。

着実に前進しています。けれども、まだまだスピードは遅いし、まだまだたくさんの課題が残っているというのが、被害者支援の現状だと思います。そのことを、本日、改めて確認させていただきました。

(5) 閉会挨拶

令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会座長の元同志社大学教授、現同大学研究開発推進機構嘱託研究員である川本哲郎氏より閉会の挨拶が行われた。

[要旨]

○被害者支援は「まだまだこれから」

本日はたくさんの方にご来場いただき、また、リモートでもご参加いただき、誠にありがとうございました。講演者と被害者御遺族から、貴重な話をうかがうことができ、改めて厚く御礼申し上げます。

理論に加えて、実際の事例を元に考えていくことが非常に重要だと思います。法律の世界では、理論と裁判例の上で実際の事件を考えていき、心理の世界では、ケーススタディと言って実際のケースを勉強しますが、そのバランスが非常に大事だと思います。そういう意味で、本日は、講演者にはモデルとなるような非常によい話をうかがうことができ、その後に実際にいろいろな苦しみを抱えられた御遺族からの話をうかがうこともできたことは、非常にありがたかったと思っています。

被害者支援については、何年かに1回、被害者支援の向上が行われており、現在がその何回目かに当たっていると思います。被害者支援条例を作った最初の都道府県は宮城県で、平成16(2004)年でした。それから十数年経ち、できたのは9つでした。ところが、平成30(2018)年から令和5(2023)年の間に、36都道府県が被害者支援条例を作りました。47都道府県のうち、作っていないのは鳥取県と岩手県ですが、早晚、全国の都道府県に被害者支援条例ができると思います。被害者支援において、今まで多くの方々が努力してきた成果が、その条例に結実していると思います。

国も今年6月に1年間の検討を行うと言いましたので、来年6月には具体的な支援策の向上が出てくると思います。警察庁に対してはリーダーシップを要求する、地方公共団体に対してはワンストップサービスの実施をさらに進めるという課題が挙げられています。

そのような状況で、被害者支援はこの数十年間でかなり向上しました。ようやくここまで来たという感じです。ただ、「まだまだこれから」です。そして、その向上のスピードが遅いのが、やはり一番問題だと思います。

最後にデータをご紹介します。欧米諸国では、被害者補償の額は国民一人当たり142円から742円です。確か142円がアメリカ、742円がフランスです。間にドイツやイギリス等が入ってきます。もう一度言います。142円から742円です。日本は、国民一人当たりいくら負担しているのでしょうか。6円です。それくらい違うのです。

昔から比べると被害者支援は大きく向上しました。何回も言いますが、夢のようです。ところが、「まだまだ先はある」ということを最後にお伝えしたいと思います。

7. まとめと今後の方向性

(1) まとめ

①開催について

本シンポジウムは、東京都、大阪府、福岡県、愛知県、新潟県、宮城県、香川県、2回のライブ配信を行った後、熊本県に続き、11回目となる今年度は兵庫県で開催した。当日は、会場112名及びライブ配信99件の参加があり、専門家による講演と事例紹介、遺族の体験談発表、質疑応答を実施した。また、今年度もオンデマンド配信を実施し、75件の視聴があった。

②参加者について

警察関係者、交通安全対策や交通事故相談窓口を担当する行政関係者、犯罪被害者支援団体関係者、医療従事者、法曹関係者、教育関係者、保険会社関係者、自動車メーカー、会社員等が参加した。

③広報について

本シンポジウムの開催について、関係省庁や開催県及び近隣県の支援センター及び協力団体等へチラシ・ポスターの配布・掲示とともに、警察庁を含めた関係省庁ウェブサイトやメールマガジン、ツイッター等による広報活動を行った。また、関係機関等に参加を呼びかけるとともに、関係機関等の協力によりウェブサイト掲載や会員へのメール周知等、広域的な広報を行った。同時に、開催地域を中心にプレスリリースを行った。

④参加者アンケート結果について（一部抜粋）

参加者アンケートにおいて、約99パーセントの回答者が「非常に有意義であった」もしくは「有意義であった」と回答した。（会場・ライブ配信・オンデマンド配信合計）

また、自由回答として、

【会場参加者アンケートより】

（シンポジウムに参加した感想）

- ・被害者の話が聞けて関心が深まった。
- ・被害者遺族の心境を知ることができた。
- ・被害者遺族がどういった気持ちで生活していたのかが知れた。
- ・自身の知り得ない情報等がたくさんあった。
- ・被害者遺族への寄り添い方が具体的にわかった。
- ・仕事上、今後活かしたい。
- ・仕事の関係上、被害者と関わることが多く、どのように声を掛けたらよいかなど学ぶことがあった。

- ・親の心理状態を回復させることで、遺されたきょうだいへの心理状態も回復することを知れた。
- ・こどもの支援は難しいと学んだ。
- ・パンフレットなどがあってわかりやすかった。

(講演や対応事例、体験談を聴いて、特に印象に残ったこと)

- ・家族を亡くしてから何年も経ってから苦しむ人が多くいること。時間が解決してくれるわけではないということ。支援に関して正解がないということ。
- ・交通事故は一次的なものではなく、何十年も寄りそって生きていかななくてはならないものだと知った。
- ・事故の被害者の日常が大きく変わること、支援の難しさ。
- ・心に傷を負った被害者のことを何も考えない加害者もいるのだと驚いた。
- ・たった数分で今までの生活が奪われ、自分の居場所がなくなること。
- ・民事裁判（交通事故）に対する世間の偏見が見受けられること。
- ・被害者遺族の話聞いて、亡くなった後、家族の意見が分かれるなど、事故後から立ち上がることの難しさが印象に残った。
- ・こどもながらに当時こうしてほしかったという要望を聞いてよかった。
- ・被害者遺族には忘れたと思う人もいれば、戦いたいと思う人もいるのだと知り、いろいろな考え方の人がいるのだとわかった。
- ・15、16歳の時点で自ら裁判に出て、兄のために戦う行動をとれるのは、すごいことだと思う。
- ・話を聞いてもらうだけで気持ちが少し楽になる。
- ・家族を失った後、二次被害があると聞いて、本当につらいと思った。
- ・被害者遺族の父と母の考え方が違う時があることを知った。それによって、こどもの心情は複雑なものになることがわかった。
- ・いつも一緒に当たり前として生活していることは本当に奇跡で、毎日が大切だと思った。
- ・被害者遺族の話聞いて、その人たちにしかわからない苦しみや葛藤を聞くことができ、とても印象に残った。トラウマとなってしまう出来事を作ってしまう事故を起こさないように生きたい。
- ・被害者遺族の話聞くことは初めてだったので、警察官としても対応の仕方には十分な配慮が必要だと思った。
- ・事故等により残された被害者遺族の心の影響が、事故直後は影響が小さいが、1年を超える時間が過ぎてから心に影響が出ることもあり、その対応をしっかりとしないといけないと感じた。

- ・今まで当たり前のようにいた家族が突然いなくなることの悲しさや残された遺族の気持ちがあった。
- ・周りからの気遣いがしんどかったこと。
- ・話を聞いてもらうだけでも助けになるということを理解した。
- ・長い間、誰にも話せなかったが、何十年ぶりに誰かに話せたということが印象に残った。
- ・「誰か(事故に遭った人)の分まで頑張る」という言葉は、被害者遺族にとって苦痛であり、縛られているかのような感覚に陥るということ。
- ・心ない言葉を浴びせない社会になってほしい。また、今後のためにも言葉選びには気を付けようと思った。
- ・加害者が「自分が被害者だ」と言っていたことが一番印象に残った。
- ・被疑者が、人の命を奪っているにもかかわらずそのような態度でいられることに衝撃だった。
- ・加害者は現実逃避し、周囲の者は関係ないと思い、常につらいのだろうと思う。
- ・親からの期待や周りの目が負担であったという話を聞いて、言い出せないその環境がストレスになってしまったと思った。
- ・数年、数十年経ってからつらくなる。
- ・警察の対応が冷たく残念だったということが一番残った。一番寄り添わないといけないう存在だと思うのに。
- ・被害者遺族に配慮し、何気ない言葉に気を付けるということ。
- ・家族を亡くしたことの傷は何年たっても消えず、何年もその傷と向き合わなければならぬということ。警察組織の者として、何か助けられることがあったのではないか。
- ・数年後に、より深く悲しみがくることに驚いた。
- ・被害者遺族がきょうだいを亡くしてこれから生活をしていく時、どのような言葉をかけたらいいいのか考える機会になった。
- ・被害者参加制度を活用されていたことで、まだまだ途上とはいえ、被害者の意思、意見が言える場が増えていることが実感できた。
- ・『亡くなったきょうだいの分も』は頑張れません」という一言がとても印象に残った。
- ・悲しみを乗り越えるために、家族で支え合うのが大切だと思った。
- ・家族の大切さが改めてわかった。
- ・「亡くなった弟の分まで生きる」から「弟の兄として生きる」という考えに変えるだけで気持ちが少し楽になるということ。葉の会など、亡くなったきょうだいと一緒に参加するような場所があること。
- ・家庭内で話し合いをすることが一番大切だと感じた。
- ・遺されたきょうだいも交通事故による影響があり、支援がなかなか行き届きにくい。

もっと支援が対象者に対して身近なものになればいいと思った。

- ・ こども（きょうだい）への支援が置き去りにされないよう、関係者に訴えることが大事。
- ・ 事故直後の被害者のこどもの心情、ケア体制について。
- ・ 遺族と遺族に接する第三者との考えの違い、遺族が真に求めるものを知ることができた。
- ・ 赤田先生の「きょうだいへのケアは、実は親がこどもにしっかりと向き合えるようにケアすること」という言葉が刺さった。
- ・ 被害者遺族の中でも、きょうだいには支援が行き届いていないことが多いことがわかり、遺族の対応をする機会があれば、被害者のきょうだいにも目を向けていけたらと感じた。
- ・ 私も、これから遺された弟のことを考え、過ごしていきたいと思った
- ・ 「事故じゃないか」という心ない言葉、民事裁判中に「お金じゃないか」と言われた。身内を亡くした人の気持ちがわからない人がいること。
- ・ 素直な当時の感情。実家に帰れない現実。
- ・ 被害は点ではなく線であること。それを社会が認識できていないこと。
- ・ 被害者や被害者遺族にわかりやすい支援メニューを提示することの大切さがわかった。
- ・ きょうだいを亡くした被害者遺族でありながら、支援に関わる仕事もされていることには、頭が下がる思いがした。

(交通事故で家族を亡くしたこどもを支援していくために必要と思うこと)

- ・ こどもには時間をかけて向き合う。支援について、こどもにもどんどん知れる機会を増やす。
- ・ もっと広く被害者支援への理解と協力を求め、さまざまな団体に支援の場を設置すること。
- ・ こどもにもっと寄りそっていくこと。
- ・ こどもの心理を理解した上での適切な対応と思いやり。
- ・ 寄り添って話を聞く、聞ける環境を作っていくこと。
- ・ 一人ではない、仲間がいるということを伝えてあげるべき。
- ・ 話を聞く場所。アドバイスができる人と話す機会。
- ・ 何でも話せるような関係づくりをしてくれる人。
- ・ 周りの人が思いやりを持って支える。
- ・ 周囲の環境を整えること。
- ・ ゆっくり話を聞き出し、不安な気持ちをなくしていくこと。
- ・ 心情を話すことのできる場所の認知を高めること。

- ・話を積極的に聞いてくれる人が身近にいること。
- ・いつでも子どもがサインを送れる、不安に向き合える接し方のできる存在。
- ・応援する言葉をかけるのではなく、気遣う優しい言葉をかけるようにする。
- ・精神的なケア。
- ・家庭の状況を把握するための面談サポート。
- ・親の支援をしっかりとる。
- ・父親、母親のメンタルヘルスケア。家族環境を以前のものに戻すこと。
- ・軽率な言動に気をつける。いつでも手を差し出せる環境を作る。
- ・誹謗中傷のない世の中。
- ・遺された子どもを一人にせず、学校、家庭、行政、それぞれの立場から見守る。
- ・一人ひとり支援してほしい内容が違うので、どうしてほしいかを聞く。子どもにとって自分はどのような立場か（親、担任など）、その立場から何を聞くことができるかを考える。
- ・カウンセリングやケアがあるのを伝えるだけでなく、一緒になって連れて行く。
- ・警察も民間団体も関係なく連携していくこと。
- ・早期に当事者、被害者、その家族と接することが多い警察官の対応、言葉遣い、言葉選びが重要。学校や他機関との連携。
- ・募金。
- ・交通事故防止につとめる。交通取り締まりの強化。
- ・法整備。
- ・道交法含め、今の時代に合ったものに変化させていく。
- ・もっと大人側（社会）が寄り添っていくこと。被害者に対する理解を深めた上で、制度を作っていくこと。
- ・被害者支援の向上。
- ・被害者遺族に対する支援についてもっと知ること。
- ・周りが寄り添う環境が必要と思う人を増やすこと。
- ・スクールカウンセラーの充実（人数が足りず、受けたいときに受けられない）。
- ・グリーフケアの大切さを知ること。
- ・裁判で遺族が初めて情報を知らされるのではなく、警察として提供できる情報はタイムリーに提供すべき。
- ・発生直後だけではなく長いスパンで支援していくこと。また、支援する側を支援する体制を構築していくことも重要。
- ・国の支援、各機関の連携。広く知ってもらうこと。ドライバーへの周知。
- ・被害者遺族全員に支援の手が広がるよう、対応する各機関が、支援が必要であることの意識・認識を深め、社会にその意識を広めていくことが大切。

- ・各関係機関が強く連携し、被害者や遺族に寄り添った支援。ワンストップを広げる。
- ・社会の理解促進、これまで興味のなかった者の引き込み、これが最も必要であると再認識した。
- ・社会における、より一層の理解の促進と支援意識の醸成。
- ・このような講演会をもっと増やしていくべき。

(その他)

- ・今後、我々の業界（教習所）でも、どのような支援ができるか検討したいので、助言をいただければと思う。
- ・車を運転する全ての人々へ聞いてほしい内容。
- ・今回の話をこれからのドライバー育成に役立てていきたい。
- ・被害者だけではなく加害者側の手記、生の声を聞くことができるものがあれば聞いてみたい。
- ・シンポジウムの性質上、特に感情移入の強い参加者は途中でしんどくなるのではないかと思う。シンポジウム開始前に、そうしたケアへの配慮があってもよいのでは。
- ・交通事故、犯罪被害、いずれも被害者支援の課題は、会場に来ない者、シンポジウムにも興味がなく支援に関心のない者を、どのように関心を持たせて引き込むかではないか。警察や支援関係者の更なる参加ではなく、理解をどのように社会に広め、裾野を広げていくのかについて工夫が必要。
- ・これから警察官になられる方々には、ぜひ聞いていただきたい。

【ライブ配信参加者アンケートより】

(シンポジウムに参加した感想)

- ・実際に聞く機会はほとんどない体験談を聴き、行政職員として、悲しい思いをされる方が一人でも減るよう、交通安全施策に活かせる方法を探っていきたい。
- ・交通事故は、被害者と加害者は注目されるが、被害者遺族も非常に辛い思いをされていることを知ることができた。今後、交通事故捜査に携わる際には、被害者や加害者はもちろん、その家族にも十分配慮した対応を心掛けたい。
- ・被害者遺族からの心情を聴くことができ、これからの支援にもっと深く関わっていかなくてはと思った。
- ・きょうだいを亡くしたこどもの心情や二次被害について理解することができた。
- ・学校において、さまざまな理由で家族を亡くしているこども達にどのような支援をすればよいかわからなかったため、非常に有意義だった。
- ・講演、対応事例、体験談とさまざまな視点から考えることができ、大変勉強になった。
- ・被害者遺族には、話してくださったことに敬意を表す。

- ・交通事故被害者支援について、世の中であまり啓発がなかったように思う。被害者に目を向ける機会となり有意義だった。
- ・時間の経過を伴う被害者遺族の心の変遷を、当事者から聴くことができたことは有意義だった。
- ・悲しみをいかに分かち合うかの理解ができた。
- ・交通事故被害者遺族の調査を元にした架空事例の支援はとてもわかりやすく、支援の関わりについて細やかな配慮等具体的に説明があり、実際の支援であり得る内容と思うと、身近に想定しながら学べた。
- ・交通事故被害者とひとくくりにしてしまいがちだが、100人100通り異なるケースであり、遺された家族、きょうだいの気持ちもそれぞれ異なると改めて思った。
- ・道路交通法改正によって被害者遺族が少しでも報われたと思っていたが、まだまだ、被害者遺族の救済は足りていないのだと実感した。

(講演や対応事例、体験談を聴いて、特に印象に残ったこと)

- ・事故後に関わる人の対応が、更なる二次被害につながることを。
- ・被害者遺族が直面する現実が、想像していたよりも悲惨であったこと。
- ・事故直後に悲しんでいる被害者遺族に対して、自身も被害者なのだと平気で言ってしまう加害者及びその家族がいること。それくらい加害者側にも衝撃があるのは事実だと思った。運転者は、誰しもがそのような加害者になる可能性があるのだということを、交通事故防止施策として伝えていきたい。
- ・夫婦間の意見の食い違いで、家族全体にいろいろな影響が及ぶということ。
- ・遺されたきょうだい、亡くなったきょうだいの分も頑張ってしまう、事故から何年も経ってから心身に不調をきたすことがあること。
- ・きょうだいを亡くしたこどもの支援においては、各機関が連携し、支援のネットを広げることが重要。特にこどもについては、学校を中心とした各機関が情報を共有し、連携して対応する必要がある。こどもの成長に合わせ、こどもとのつながりを切らさずに多くの大人が見守ることが重要であると知った。
- ・常に優しいことばをかけて寄り添う事を心掛けるようにしたい。
- ・兄弟を事故で失うことの喪失感、それからの自身の生き方を模索していく真摯な心情に心を打たれた。
- ・交通事故の場合は、悲嘆のほかに裁判で大変苦労されることを実感した。
- ・学校の支援方法やきょうだいの自助グループの実際について知ることができた。
- ・被害や事故直後だけでなく、何年も経ってから問題が現れることも多く、それは特別なことではないこと。そのこどもを見続けていくことが大切。
- ・支援をする側の心掛けや、実際の気持ちに触れることができ大変参考になった。

- ・加害者には加害者なりの心の葛藤があると思う。この人がそこにいなかったら事故は起こらなかったとか、悪夢のような体験をなかったことにしたいなど、否認の要素もあると思う。本人がそこに留まるか、事故を起こした相手の心情を想像できるかというのは、遺族を含めて以降の考え方や喪失感情を大きく変えてしまうのだと思う。
- ・「〇〇の分も生きてほしい」は、プレッシャーをかけるつもりではなく、励ましにと思っていたが、その言葉に苦しめられたと聞き、印象に残った。自分は、よかれと思って発言していた。
- ・民事裁判で家族が分裂して、その状況に苦しむこどもがいることを初めて知った。
- ・事故直後の影響だけではなく、時間とともに生じる苦悩もあることを聞き、被害者として長期的に支援が必要な対象であるということを知った。
- ・加害者側が「うちの子も傷ついている」と言うのは、言うてはいけないことなのか？ 一人の人間の感情として考えると、感情自体も加害者が悪で被害者が善と両極で考えてよいのか？ 加害者も苦しむのは当然で、それを言葉にしてはいけないのか？と考えるようになった。
- ・「支援はまだまだだ」ということ。
- ・「亡くなったきょうだいの分まで」という発想は、当事者・支援者ともに陥りやすい思考かもしれない、そこに苦しみを感じる方もいることを知ることができた。
- ・こどもを支えるためには親の一貫した対応が大切で、そのために親支援が重要という視点は、カウンセラーにもいえる支援者支援と同じであると感じた。
- ・こどもが事故の内容を知りたい（警察等からの説明を受けたい）と強く思っていることが印象に残った。ただ、説明する側としては、こどもの年齢や事故の内容をどの程度知らせるかなど非常に難しい判断だと感じた。
- ・普段聴くことのない体験談で、当事者にしかわからない状況や心情を直接聴き、とても貴重な機会だった。たくさんの人に聴いてもらいたいと感じた。

(交通事故で家族を亡くしたこどもを支援していくために必要と思うこと)

- ・現在、無関係にある方々にどう感じてもらえるかの工夫が課題。
- ・被害者家族を取り巻く人たちへの教育。
- ・初期の支援はもちろんのこと、その後も継続した支援。
- ・被害者に寄り添い話を聞くこと。
- ・普通のこどもの居場所に（居やすい雰囲気のある場所）に、話を聴いてくれる人が静かにたたずんでいる、そんな場所が当たり前のように増えていくこと。
- ・家族、学校、地域の連携。「気にかけてくれている存在が身近にいる」と、こどもに意識してもらうことが大切ではないか。
- ・交通事故捜査に携わる者として、事故捜査の過程において、被害者やその家族に対し

てはこちらの都合に合わせるのではなく、相手の心身の状態を考慮した対応が二次被害の防止のために必要。特にこどもは自分を責めてしまう特徴があったり、トラウマとなってしまう恐れがあることを知った。今後は、交通事故遺族への精神的な負担を最小限にし、二次被害が起きないようにするためにはどのような対応をすればよいか、常に気を付けなくてはならないと思った。

- ・長期的に、メンタルヘルスの配慮が必要。
- ・公的機関での遺族会を定期的に行うことによって、期限のない寄り添いの場が提供できるのではないかと。そのような会が存在することのアピールをもっとして、存在を認識できる機会を増やすことも大事。
- ・支援団体がいろいろなことが対応できるように、国からの補助が多くなればよい。
- ・学校との連携と理解を求めること。十分話を聞ける環境を作ること。
- ・養育者への支援、きょうだいへの見守りも。いつでも話したい時に話せるようなつながりを作っていくこと。
- ・寄り添い方がさまざまあることを知っておくこと。
- ・気持ちを話せる場の提供。寄り添い続けることができる支援体制。
- ・交通事故の際に関わる警察や法律家の具体的な支援。
- ・利用できる制度を十分に活用してもらえるように広報を続ける。被害者から相談があった際は、親だけでなくきょうだいや祖父母にも支援が届く環境にすること。
- ・心理教育を充実させ、知識や情報を提供する機会を増やす。支援を受けることへの心理的なハードルを下げる取組。
- ・スクリーニングおよび、定期的な面談。総じて、中長期的な視点が必要。
- ・当事者団体へのアクセス、心理教育、カウンセリングを受けることができる状態。
- ・親がこどもにしっかり向き合える支援、居場所となるよう寄り添う、気付き支援。

(その他)

- ・今後の業務推進の上で活かしていきたい。
- ・日本の被害者支援への負担額が国民一人当たり6円というのは驚いた。被害者支援は、まだまだこれからだと思い、着実にすすんではいるが、先はある。伸びを期待する。
- ・今後、被害者遺族の苦しみが少しでも和らぐ制度や対応がある国になることを願う。
- ・貴重なシンポジウムがオンラインで配信され、とてもありがたい。より多くの情報は支援していく上で大切な財産となるので、今後もこのような形式で開催してほしい。
- ・今まで自分の身の回りでは聞くことのなかった話。もっと早く聞きたかった。自分ならどうするか、どう生きるかを考えるきっかけになった。

【オンデマンド配信視聴者アンケートより】

(シンポジウムに参加した感想)

- ・被害者が抱えるつらい思いや二次被害について具体的に理解できた。遺された遺族の中でも葛藤があり、家庭内の意見の相違に悩むことも事故の悲惨さを物語るものだと感じた。
- ・遺族に対する接し方について非常に悩んでいたのが、参考になった。
- ・トラウマがすぐに現われず、時に十年以上経っても現れることがあることを知り、交通事故の悲惨さを改めて知った。具体的な対策事例や被害者支援団体を知れたこともよかった。
- ・講演、対応事例、体験どれも内容が濃く、業務に役立つことばかりだった。
- ・交通事故(犯罪)被害者や被害者遺族に対する理解度が未だに低く、誤解されがちだと感じている中、本シンポジウムで貴重な体験談を聴くことができ、自分も含め多くの方の心の中に、これまでとは別の意識が芽生えたのではないかと感じられた。

(講演や対応事例、体験談を聴いて、特に印象に残ったこと)

- ・第三者が過剰に気を遣い腫れ物に触るように接することや、心無い励ましはかえって被害者の心を傷つけるということ。自然体で聞く姿勢を持つことの大切さが理解できた。
- ・被害者を二次加害から如何に守ってあげられるかについて、何か手を打たなければ、現在はSNSの普及等でもっとひどいことになっているのではないかと心配。
- ・トラウマが十年以上経って現れること。交通事故で兄弟を亡くした方には特別な配慮が必要なこと。
- ・被害者遺族であることを、事故後長い時間経てからでないと言えないこと。
- ・被害者遺族には、話していただいたことに深く感謝する。つらい気持ちだけではなく、誤解されがちな繊細な感情の話がとても印象的だった。同じような思いをこども達にさせたくないという強い思いが強く心に残った。

(交通事故で家族を亡くしたこどもを支援していくために必要と思うこと)

- ・心のケアだけでなく金銭面での支援。裁判、学業や就業、場合によっては引っ越しを余儀なくされる時の支援など、さまざまな部分で費用がかかり負担できない人はあきらめたり我慢を強いられるということがないようにしてほしい。
- ・話を聴ける場を多く設ける。専門的なサポート。
- ・被害者支援について、日本では国民一人当たり6円と聞くと、本シンポジウムなどを通じて、もっと社会の理解が広がり、被害者支援の幅や厚みが増やせればと思う。
- ・予算をつけて、カウンセラーや弁護士と面談できるようにする。

- ・早い段階で同じ境遇の仲間を見つけること。
- ・二次被害への対応。
- ・事故直後はもちろん、長期に渡り多くの他機関連携のサポートが必要。

(その他)

- ・地方のためオンライン配信での参加だったが、地元での開催であれば実際に会場で話を聞きたい。
- ・自治体や各種団体の支援について具体的な話や事例をもっと入れてほしい。

等の回答があった。

(2) 今後の方向性

①開催について

昨年度に引き続き、会場開催としライブ配信とオンデマンド配信も実施した。今後、より多くの方が会場でも参加しやすくなるよう、休日の開催も検討する。

②参加者について

警察関係者のほか、教育関係者、被害者支援団体、医療関係者等、全国から様々な分野の参加があった。今後も、こどもに接する機会が多い教育関係者をはじめ、より多くの分野からの参加に向けた働き掛けを検討する。

③広報について

ポスター及びチラシを作成し、開催地及び周辺地域へ配布したほか、警察庁を含めた関係省庁ウェブサイトやメールマガジン等へ掲載するとともに、関係団体へ依頼し、当該団体のウェブサイトへの掲載や、関係者へのメール等による周知を行った。今後、特にオンデマンド配信の更なる活用に向け、より効果的な広報活動を検討する。

